記

1　特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について

認定年月日及び番号	年　月　日（　　号）
特定基準日	年　月　日
事業年度の期間	月　日から　月　日まで

2　売上割合

イ　震災直前事業年度における売上金額	(1)	円
ロ　売上事業年度における売上金額	(2)	円
売上割合（イの売上金額に対するロの売上金額の割合）	(3)＝(2)／(1)	%
前回報告時における売上割合	(4)	%
過去に報告した売上割合が百分の百以上となった事実の有無	□有　□無	

3　雇用割合

贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数	(1)	人
雇用基準日における常時使用する従業員の数	(2)＝(a)＋(b)＋(c)－(d)	人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	人
70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数（＊１）	(b)	人
70歳以上であって（＊１）に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	人
雇用割合	(3)＝(2)／(1)	%
前回報告時における売上割合（２(4)）に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合		%以上
今回報告時における売上割合（２(3)）に応じた次回の雇用基準日に確保すべき雇用割合		%以上

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　省令第３条第２項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。）を添付する。

4　本報告は、贈与税（相続税）の申告期限から５年間、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日）(＝特定基準日）の翌日から３月を経過する日までに報告する必要がある。ただし、「３　雇用割合」については、当該５年間のうち最後に訪れる特定基準日から１年を経過する日における雇用割合についても、当該１年を経過する日の翌日から３月を経過する日までに報告しなければならない。

（記載要領）

1　単位が「%」の欄は小数点第１位までの値を記載する。

2　「１　特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「事業年度の期間」については、１年間に２期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。

3　「２　売上割合」の「前回報告時における売上割合」については、該当するものが無い場合は空欄とする。

4　「２　売上割合」の「震災直前事業年度」とは平成23年３月11日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。

5　「２　売上割合」の「売上事業年度」とは、贈与税（相続税）の申告期限の翌日から５年を経過する日までに終了する各事業年度のうち、贈与報告基準日（相続報告基準日）が属する事業年度の直前の事業年度（１年間に２期以上の事業年度を持つ場合は、当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の属する年の前年の贈与報告基準日（相続報告基準日）の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）であって、平成23年３月11日の属する事業年度以前の事業年度を除いた事業年度をいう。

6　「２　売上割合」の「売上事業年度における売上金額」については、１年間に２期以上の事業年度を持つ場合であり、売上事業年度に該当する事業年度が複数存在する場合は、震災直前事業年度の期間に相当する事業年度の期間の売上金額を記載する。

7　「３　雇用割合」の「雇用基準日」とは、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日)(＝特定基準日）の翌日から１年を経過する日のことをいう。「雇用基準日における常時使用する従業員の数」については、本報告に係る「１　特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「特定基準日」における常時使用する従業員の数を記載する。

8　「３　雇用割合」については、最初の雇用基準日が到来していない場合は空欄とする。

9　「３　雇用割合」の「贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数」については、法第12条第１項の認定書（施行規則第６条第１項第７号又は第８号の事由に係るものに限る。）に添付された認定申請書に記載されている数を記載する。

10　「３　雇用割合」の「前回報告時における売上割合（２(4)）に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、以下の前回報告時の売上割合の区分に応じて記載する。

前回報告時の売上割合が100%以上　　確保すべき雇用割合は「80%以上」
前回報告時の売上割合が70%以上100%未満　確保すべき雇用割合は「40%以上」
前回報告時の売上割合が70%未満　　確保すべき雇用割合は「０%以上」

11　「３　雇用割合」の「今回報告時における売上割合（２(3)）に応じた次回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、以下の今回報告時の売上割合の区分に応じて記載する。

今回報告時の売上割合が100%以上　　確保すべき雇用割合は「80%以上」
今回報告時の売上割合が70%以上100%未満　確保すべき雇用割合は「40%以上」
今回報告時の売上割合が70%未満　　確保すべき雇用割合は「０%以上」

12　「３　雇用割合」の「前回報告時における売上割合（２(4)）に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、最初の報告時においては空欄とする。

○環境省令第三十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づき、及び同法を施行するため、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

環境大臣　細野　豪志